

平成29年第1回(3月)定例町議会

(第2日 3月1日)

平成29年第1回(3月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年3月1日(水)午前9時30分開会

- 日程第 1 議案第 5 号 西伊豆町診療所医療整備基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第 6 号 西伊豆町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特  
例に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 7 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法  
律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について
- 日程第 4 議案第 8 号 西伊豆町課等設置条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 9 号 西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案  
について
- 日程第 6 議案第 10号 西伊豆町税条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 11号 西伊豆町診療所設置条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 12号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約案について
- 日程第 9 議案第 13号 平成28年度 西伊豆町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第 14号 平成28年度 西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3  
号)
- 日程第11 議案第 15号 平成28年度 西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1  
号)
- 日程第12 議案第 16号 平成28年度 西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算(第3  
号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番 山本智之君

2番 芹澤孝君

3番 高橋敬治君

4番 加藤勇君

5番	山田昭男君	6番	山田厚司君
7番	西島繁樹君	8番	星野淨晋君
9番	堤和夫君	10番	山本榮君
11番	増山勇君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	藤井武彦君	副町長	八谷達男君
教育長	宮崎文秀君	総務課長	高木久尚君
企画防災課長	山本法正君	窓口税務課長	高木君人君
健康増進課長	白石洋巳君	環境福祉課長	鈴木昇生君
産業建設課長	佐久間明成君	観光商工課長	松本正人君
企業課長	村松圭吾君	会計課長	藤井すわ子君
教育委員会 事務局長	高木光一君		

職務のため出席した者

議会事務局長	藤井貞代	書記	山本文彦
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

#### 開議宣告

議長（堤 和夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程説明

議長（堤 和夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第1、議案第5号 西伊豆町診療所医療整備基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） おはようございます。

議案第5号 西伊豆町診療所医療整備基金条例の制定について。

西伊豆町診療所医療整備基金条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月28日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が、ご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） それでは議案第5号について、ご説明いたします。

1ページお開きください。西伊豆町診療所医療整備基金条例、今回の制定理由は、平成26年度に、田子診療所、安良里診療所が町立診療所になったことに伴い、市町村立診療所には、普通交

付税として、1診療所当り、700万円が算定基礎とされ、両診療所とも、運営する公益社団法人地域医療振興協会と指定管理を結んでおり、管理運営に関する基本協定書第8条の中で、運営交付金として、1診療所あたり、毎年度400万円を支払うことになっているため、残りの300万円掛ける2診療所分の600万円を積立て、今後の医療費等の整備、管理経費にあてるために、基金を創設したいものでございます。

第1条では、設置目的。

第2条では、対象となる診療所について。

第3条では、積立額について、うたっております。

なお、附則として、この条例は、交付の日から施行します。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番。芹澤 孝君。

2番（芹澤 孝君） この交付金というのは、あれですかね、診療所のだけに使って、何か、し  
ばりがあるんでしょうか。他では使えないのですか。全然。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 診療所の運営に関するものだけに使うような格好になっておりま  
す。

[ 発言する人あり ]

議長（堤 和夫君） 芹澤 孝君。

2番（芹澤 孝君） 法的に、何か、公金の使い道に対してしばりはあるんですか、何か。

議長（堤 和夫君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時33分

再開 午後 9時35分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 目的としましては先ほど説明しましたように、診療所の医療機器等の整備、管理経費に充てるため。そのために使う基金でございます。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） これは、診療、町立の診療所が 出来て国の方から、700 万円の交付があると。ですから、診療所以外には使えません。しほりがあると。芹澤さんの質問に答えるのであれば、しほりがあります。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔発言する人なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」という人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」という人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 5 号 西伊豆町診療所医療整備基金条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。よって、議案第 5 号は、原案の通り可決されました。

---

議案 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第2、議案第6号 西伊豆町教育長の勤務時間、休日、休暇等及びえ職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第6号、西伊豆町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について。

西伊豆町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月28日 提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

よろしくご審議のほどいた、よろしく申し上げます。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それでは第6号について、説明させていただきます。今回の、改正主旨は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行され、教育委員長と教育長が1本化されることになりました。旧法による教育長が、平成27年4月1日以降も在職している場合には、規定によりまして、新年度への移行は、その教育長の任期の満了や辞職となった日以後というようにその法律で規定されておりますので、今回、平成29年4月1日をもちまして、当町といたしましては、新制度に移行するというものでございます。そのため新法に則した、条例の整備が必要となりまして、今回の条例を制定したいものでございます。

1枚めくっていただきまして、条文をお願いいたします。

先ず第1条では、条例制定の主旨を記載してございます。第2条では、新法に基づきまして、教育長は常勤の特別職となるため、具体的な勤務時間を特定しなければ、職務に、専念すべき時間が明確にならないため、職務に専念すべき時間等を職員の例と同じに定めるものでございます。

第3条では、職務に専念する義務の免除規定を、挙げました。具体的には職員と同じでして、

消防団活動や共済組合が主催する厚生事業に参加する場合には、上司から、職務命令による研修ではなくて、教育長の職務遂行に関するもので、自らのスキルアップのために研修を受ける場合などが考えられるというように思っております。附則といたしまして、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するというところでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」という人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」という人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」という人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 6 号 西伊豆町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について。

原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。よって議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

---

議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決



議長（堤 和夫君）

日程第3、議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行を行う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

平成29年2月28日提出

西伊豆町長 藤井武彦

説明は、担当課長がいたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 議案第7号について、説明させていただきます。

先ほどの議案でもご説明いたしましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行され、教育委員長と教育長が1本化されることになりました。今回、平成29年4月1日をもって、新制度に移行することから、それに関する当町の3つの条例の整理等が必要となりますので、この条例を制定したいものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

この第1条では、西伊豆町職員の共済制度に関する条例でございます。1号の常勤の特別職及び教育長を改正法では教育長は常勤の特別職に今度なったことから教育長を削るものでございます。

第2条でございますが、2条は西伊豆町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の改正でございます。今まで教育長は、常勤特別職に該当していなかったために、別に西伊豆町教育委員会教育長給与等に関する条例というので、給料が別に定められておりましたけれども、今回、

常勤の特別職になったことから、現行の町長、副町長の次に教育長、45万8千円を加えるものでございます。

また、今回町長の前に、1号、副町長の前に2号、教育長を3号と明示して、わかりやすくしたいということでございます。

次の2ページをお願いいたします。第3条3号で、次の各号に掲げる、当該各号に定める各号というように表示されておりますが、実際うちの条例文では、片仮名表示で、アイウエというように明記がされておりますので、今回の改正に伴いまして、実情に沿った各号を、アからエという形のものに改めるものでございます。

各条例文の、本文の1ページをお願いいたします。第3条は、教育長が、常勤特別職となったことで、第2条で、給料が規定されることにより、今まで給料を規定しておりました西伊豆町教育委員会教育長給与等に関する条例につきましては、廃止するというものでございます。

本文の附則といたしまして、施行期日。

(1) この条例は平成29年4月1日から施行する。(西伊豆町教育委員会教育長等に教育長給与等に関する条例の特例に関する条例の廃止)

(2) といたしまして、西伊豆町教育委員会教育長給与等に関する条例の特例に関する条例(平成26年西伊豆町条例第10号)は廃止する。

(経過措置(3) この条例の施行の際、現に在職する教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律。(平成26年法律第76号)、附則第2条1項の規定により、引き続き在職する任期中に限り、第4条の規定による廃止前の西伊豆町教育委員会教育長、給与等に関する条例の規定及び前項の規定による廃止前の西伊豆町教育委員会教育長給与等に関する条例の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有することとし、第3条の次のページをお願いいたします。規定による改正後西伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の規定は適用しないものとするということでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長(堤 和夫君) 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

{「なし」という人あり}

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」という人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」という人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第4、議案第8号 西伊豆町課等設置条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第8号 西伊豆町課等設置条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町課等設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年2月28日提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 議案第8号について説明させていただきます。

今回、行政ニーズへの対応、組織の効率化を図るため、一部機構の再編を行うことに伴いまして、課名の変更等が生じることから、関係条文の改正を行うものでございます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。第1条では、現在の8課のうち、企画防災課、健康増進課、環境福祉課が、企画課、健康福祉課、防災環境課に名称変更するものであります。課の数は、変わっておりません。

第2条からは、今回、課名の変更に伴いまして、条例の中で、今までの課名が使われているところ。それを改正するものでございます。

第2条では、西伊豆町防災委員設置条例。この中の第7号の庶務を企画防災課がやっておりますのを名称変更後、防災環境課に改めるものでございます。

第3条では、西伊豆町版総合戦略策定会議の設置及び運営に関する要綱。第6条の庶務の企画防災課から企画課に改めるものでございます。

次の2ページをお願いします。

第4条でございますが、西伊豆町保健センター条例。第4条の管理を健康増進課から健康福祉課に改めるものでございます。

第5条では、西伊豆町廃棄物処理対策審議会設置条例でございますが、第7条の庶務を環境福祉課から、防災環境課に改めるものでございます。

第6条では、西伊豆町消防賞じゅつ金審査委員会設置条例でございますが、第2条の2項第3号の企画防災課長という表示を、防災環境課長に改めるものでございます。

その下の3項、再下段のその任期第2号となっているものを、その任期、と2号の間に前項を加えるものでございます。

次の3ページをお願いいたします。

第7条でございますが、西伊豆町消防団分団詰所条例第6条の管理担当部署を企画防災課から、防災環境課に改めるものでございます。改正条文の2ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するというところでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、芹澤 孝君。

2番（芹澤 孝君） 今回、改正ってことなのですけど、このどういう経緯でこういう改正するということになったのか。前回からの改正から何年ぐらい経っているのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） どうして改正するかと言いますと、やはり仕事の円滑化ですか。それと、区分をはっきりさせたいと。仕事の区分を。それが大きな目的です。そして、いつ、この前の改正はと言いますと、確か合併後初めてだと思えます。

[ 発言する人あり ]

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 訂正いたします。合併後、健康、今の健康福祉課ですか。あれを、何か2つに環境の方、環境福祉ですか。それの方と分けたのは、あります。それ以降、あれ何年ぐらいか。俺町長就任してからではないかな。確か私が町長に就任してから、健康、今の健康増進と、環境福祉ですか。このような形にした、記憶があります。確か、そこで行っていると思えます。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

他にございませんか。

11番、増山勇君。

11番（増山 勇君） 先ず第1に、なぜこの時期を選んだのか。それが1番目の質問です。そして、2点目は、これどうどうみてもってという言い方悪いのですけれども、環境課というのは、何か中途半端な感じするのですよ。くっつけばいいという感じでね。もう1つ、防災と環境を一緒にするという事は、私、防災というのは非常に、町にとっては重要な、部署だと思っているのですよ。それで、なぜ、この環境課と一緒にしなければならないのかという、それが2つ目の理由です。

それと係の配置はどのように、これによってなるのか。その3点をお聞きします。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 実施期は、今の時期はどうか、これは、4月からの体制、新しい体制

に備えたためです。

それと、防災と環境ですか。これは、関連があると、そして一緒にした方が、関連があるもので仕事がしよいだらうと、これは、増山議員は防災が大事だといいますけれども、私にとっては、環境も大事です。そういう意味で、関連がある課を、今までの関連があったのを1つに課にしてやっていただくと、それだったらそういう議論でいくと、では防災と企画は、ええかん、とても関連があって同じでよかったかというような議論をいたしました。そういう中で、企画と防災は、離れたほうがいいだらうと、単独でやったほうがいいだらうというような結論で、こういう格好にいたしました。それで、係りの配置は、この前全協でもお話ししましたように、それについては、総務課長に答えさせます。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 係りの配置につきましては、順不動ですけれども、今の総務課のところに、検査管理係がございますが、それを現在の建設課、産業建設課の方へと移動させます。あと企画防災課でございますが、企画課を分けまして、企画課。企画係を調整係分けましてこれは企画課の中に入れます。企画課の中にですから今度は、企画調整係と電算の管理係が入ります。後は、その健康福祉課の中に、今の課に、新たに福祉係が入ります。概ね係りはそうです。確認のため、防災環境課の中には、防災対策係と環境衛生係が入ります。ただ環境衛生係の事務所は今もクリーンセンターの方にありますけれども、そのへんは、変わらないというように考えております。

以上でございます。

議長（堤 和夫君） 増山勇。

11番（増山 勇君） 1点目は重ねて、4月1日からあの実施したいから今の時期だと。町長答えられましたけれども、施政方針でも、町長選、町議選が控えている中で、なぜ待てなかったのかということが1つですよ。そして、私は町長はですね、防災と環境非常に重要だと、そのとおりかもしれません。しかし、そういう意味で言えば環境課ということはですね、住民課に、あってもいいのではないかと私は思うのですよ。というのは、日常的なですね問題。ごみ出し、あるいは地域を良くするということは、住民課のほうがふさわしいのではないかとこのように思うのですよ。そういういろいろな考え方あると思うのですけれどね、1番最初は、やはりなぜ今の時

期、これ急いでやるのかと。それが、それと、係り今聞きましたけどですね、もう1つ聞きたいのは、この、場所ですよ。場所っていうか、その配置される。面積変わらないわけですね。福祉課がまた2階にあの行くということはですね、かなり手狭になっていう感覚があるのですけれども、そういったこと、配慮されたのか。あるいは、以前から私が言っているように、福祉センターの使い道を、抜本的に考え、考え直すってことは考えてないのか、そのへんところをお願いします。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 時期は、これは、4月また異動の時期があります。そういう関係で、この時期が1番いいだろうと。それは他のものに付きましては、選挙があるから延ばそうと言ってやってきましたけれども、これは、職員が働きよいその環境ですか、それを作るためには、別に、町長が変わっても、議員が変わっても私はいいと思っております。そういう意味で、そういうことで、この4月1日からいうことに決めました。それと、なぜ、いろいろなその課の編成ですか。これにつきましては、増山議員はそのように考える。私たちは職員課長会議で、いろいろ話あって、こういう事にいこうということで決めました。それは、考え方の違いであると思えますから、そのへんは、あえ、ご理解を願いたいと思います。福祉センターの関係は、これは、いろいろ議論をしています。また、どうしたらいいのか。下にそのまま、今の状況ですか、それで、置いて、置いたほうがいいのか。いろいろ議論はしております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

3番、高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 少し驚きなのですけど、その、総務にあった検査管理ですね。これを、産業建設課にもってくと。極端なこと言いますと、工事を施工する方と、これを検査するほうと、同じ課に、あると。つまり、両方を統一、なんていうのですか。管理するのはその課長であるわけですよ。こういうのというのは、普通は考えにくいんですけども、なんでこんな配置になるのですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 今高橋議員は、課の同じ課で、施行し検査するといいますけれども、元を正せば、同じ役場の職員が、施行して、検査するわけです。ですから私は、そのへんは、職員は

自分の課長ですか、工事やったものを検査するに手抜きをする。そういうことは、私はないという自信を持って、今のような体制にいたしました。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 町長はそうおっしゃりますけれども、世間が見れば、それは、同じところが施工した工事を同じ課が、検査すると。これは、理解しにくい組織であるというように私は思います。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そういう議論があったら是非、議員の皆さん方はそうでないと、否定してください。これは、町の職員はそんな、駄目な職員ではないと。自信をもって私言えますから、議員の皆さんがたも信用していただいて、そのような、施工と検査しても、なんですか、えこひいきするような職員ではないということを是非、住民が、そういうことを言ったら、議員の皆さん方も否定していただきたいと思います。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

11番。増山勇君。

11番（増山 勇君） 説明の中で1点、お伺いすんですけれども、第3条の総務課長の説明では、西伊豆町戦略総合計画とおっしゃられたかと思うのですけれども、正式にはどちらなのですか。これ、ここには、西伊豆町総合計画審議会条例ってありますけれども。その点だけ。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） すいません。説明がいたらなかったら、これですが3条の場合には、ここに書いてありますように、西伊豆町総合計画審議会条例でございます。今回の改正は条例に、で、該当するところの部分だけでございますので、正確には、3条は西伊豆町総合計画審議会条例でございます。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔発言する人なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

さきに原案に反対者の発言を許します。



〔「なし」という人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 8 号 西伊豆町課等設置条例等の一部を改正する条例案について原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

---

議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君）

日程第 5、議案第 9 号 西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第 9 号 西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年西伊豆町条例第 32 号）の一部を別紙のとおり改正する。

成 29 年 2 月 28 日提出

伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては、担当課長がご説明いたします。

よろしく審議のほどをお願いします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 議案第9号について、説明させていただきます。今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律というのがございますが、これが29年1月1日に施行されたことに伴いまして、条例を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律では、これまで、法律上の子ども、いわゆる実子および養子。戸籍に載っている子でございましたけれども、子の範囲を、子どもを、法律上の子だけに対象としていましたが、特別養子縁組の監護期間中の子、または養子縁組里親に委託されている子及び養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された子などが法律上の子に準ずるものも、育児休業等の対象とするようという法律が改正され、いわゆる「子」という範囲が見直されたことにより、改正を行うものでございます。次に子どものいわゆる子の範囲の拡大に伴いまして、再度の育児休業が出来る特別な事情及び終了後1年経過せずに、育児短時間勤務が出来る特別な事情が法律上追加されました。再度の育児休業等ができる特別な事情といたしまして、特別養子縁組の成立にかかる家事審判事件の終了等が追加されました。それと育児時間と介護時間または、保育時間を同日に取得する場合は、その合計時間を合わせて2時間までとするよう調整をはかるといような法律に改正になっております。次に、今回の改正に則いまして、育児時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての、給与条例の規定の適用特例について整備をいたしました。以上が主な改正点であります。難しい言葉がたくさん並びますが、子どもという概念、規定の部分が広がったというようなことが、主な要因でございます。それに対応しているものでございます。それでは新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第2条2号西伊豆町職員等の定年等に関する条例のあとに、条例番号が無かったものですから、今回の改正に伴いまして、合わせて条例番号（平成17年西伊豆町条例第26号）を加えるものでございます。

次に新たに、（育児休業法第21条1項の規定で育児休業法第2条第1項の条例で定めるもの）としまして、第2条の2養育里親を追加しました。それと、今までの第2条の上の括弧内の見出

しの部分で、規則としか明記してありませんでしたのを、人事院規則という人事院規則で決まっておりますので、根拠として、人事院根拠というように明確に表示するために、人事院を加えさせていただきます。

次に第2条の2を新たに作りましたので、第2条の2を、第2条の3に改正しました。

次の2ページをお願いいたします。

第3条では、法律の改正で、育児休業法に定める「子」の範囲が広がったため、1号は全部改めて新たに2号を追加して、今までの2号以下を順次繰り下げるものでございます。

次に3ページをお願いいたします。

第10条につきましても、育児休業法第10条で定める育児短時間勤務の対象となる「子」の範囲が広がったため、1号は全部改めまして、新たに2号を追加していままでの2号以下を順次繰り下げるものでございます。

次の4ページをお願いいたします。

第11条の1でございますが、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年西伊豆町条例第30号）となっておりますが、正しくは、西伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年西伊豆町条例第31号）であります。30が31の間違いでございましたので、今回に合わせて、訂正するものでございます。

その下の16条は、新たに追加するものでございまして、育児時間、介護時間または保育時間などの短時間勤務をしている職員の給与条例の規定を改めるものでございます。改正箇所は、別記1の2で一覧にしております。最後の6ページをお願いいたします。

西伊豆町職員の給与に関する条例の改正箇所でございます。1番左の列が条項。真ん中が改正する文言。右が改正文となっております。勤務時間に応じて算出率を計算して給料をお支払いするというものでございます。

また1枚手前の5ページに恐れ入ります。戻ってください。16条を新たに入れたことによりまして、今までの16条以下を順次繰り下げるものでございます。

第18条の2項は、新たに19条の2項となりまして、今回の法律改正で、育児時間と介護時間または保育時間を同日に取得する場合がありますので、その場合の合計時間を2時間となったことによる改正でございます。

改正本文の3ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」という人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」という人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」という人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第9号 西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第6、議案第10号 西伊豆町税条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第 10 号 西伊豆町税条例等の一部を改正する条例案について。

西伊豆町税条例（平成 17 年西伊豆町条例第 53 号）等の一部を別紙のとおり改正する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細は担当課長がご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） それでは、議案第 10 号について、説明致します。今回の、税条例の改正につきましては、消費税率が 10 パーセントへの増税を、2 年半、延期するという関連法案が、国会で、成立いたしました。それに伴い、国の準則にそって、西伊豆町の税条例及び昨年、平成 28 年 3 月に先決処分し、6 月議会で承認を頂きました。西伊豆町税条例等の一部を改正する条例の関連部分について、改正したいもので、昨年先決処分された条例の中で、車体課税に関して、種別割とか、環境性能割といった字句をご記憶のことと思います。改正の概要ですが、平成 29 年 4 月に予定されていた消費税率の 10 パーセントへの引き上げが 2 年半、延期されたことにより、予定しておりました法人町民税の税率の引き下げや、先ほど申し上げました車体課税の見直しについて、いったん削除し、改正条例第 1 条の 2 に移動させ、施行期日が平成 31 年 10 月 1 日まで延期となったことにあわせ、所要の修正を行うものでございます。お手元の議案で、新旧対照表をご覧、ページをおってご覧いただきたいと思います。

新旧対照表 1 ページの中段以降の第 2 条が、先ほど申し上げました、今回の改正の一番大きなところになります。第 2 条からになります。こちらええ中段から下になります。18 条の 3。この中の軽自動車税を種別割に改める。

続きまして、2 ページをお願いします。中段あたりの、第 34 条の 4。これが、先ほど申し上げました法人町民税の税率にかかる分です。

続きまして、5 ページをお願いいたします。5 ページ以降で、第 80 条関連。同じくえ第 81 条

関連以下6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、11ページの附則第15条関連などにわたって、改正したい条文を一旦、削除してございます。その後、14ページをご覧いただきたいと思えます。14ページに設ける第1条の2という条項がございまして。こちらで、先ほど削除した条文を移動させるといいますか、新たに設けるという構成になっています。新たに1条の2で設ける条文につきましては、削除された条文とほぼ同じ内容となっております。以上が、条例改正の具体的な概要を、今、新旧対照表をご覧いただき説明いたしました。

次に、改正条文の、7ページをお願いいたします。ご覧ください。

7ページが一番下になります。附則部分ですが、この条例は、交付の日から施行するとしていたものです。

以上議案第10号の説明といたします。よろしく申し上げます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」という人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案を採決します。議案第10号西伊豆町税条例等の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手、全員です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。

休憩 午前 10時20分

再開 午前 10時28分

---

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

日程第7、議案第11号 西伊豆町診療所設置条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第11号 西伊豆町診療所設置条例の一部を改正する条例案について。

（西伊豆町診療所設置条例平成26年西伊豆町条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年2月28日提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては、担当課長が、説明いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） それでは議案第11号についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

西伊豆町診療所設置条例の一部を改正する条例。

次ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正理由は、名称及び位置の改正に伴い第2条の表の名称を、現行の田子診療所、安良里診療所の頭に、西伊豆町をつけ、西伊豆町田子診療所、西伊豆町安良里診療所に。位置につきましては、安良里診療所の新築移転に伴い、西伊豆町安良里332番地の1に改正したいものです。

1ページお戻りください。

なお附則として、この条例は平成29年4月1日から施行いたします。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、山田厚司君。

6番（山田厚司君） 少し確認したいのですけれども、田子診療所にしても、田子診療所が出来てからのタイミングでなくして今のタイミングで、今回、同じようにして、名称及び位置の変更をやるわけなのですけども、まあ頭に西伊豆町が付けたということと、あと、田子診療所が出来た時から、交付税ってというようなことの話もあったのですけれども、それも含めて第5号で、いろいろ、医療整備の基金等々のそういったものを諸々、今回整備するってというようなことでよろしいですか。そういったことも含めてという事で考えていい。

議長（堤 和夫君） 山田議員に申し上げます。質問の意味がちょっとわからないのですけれども、何を質問したのか、もう一度お願いします。

山田厚司君。

6番（山田厚司君） 田子診療所が出来た時ではなくして、今、ここで、変更するという意味合いということ、その頭に西伊豆町を付けてきているというのは、どういったことからなのかということだけ簡単にお願いします。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 当時、西伊豆町診療所条例を制定しまして、西伊豆町診療所の中の田子診療所、安良里診療所という格好で、名称につきましては、表記していました。実際、申請等の事務の場合、西伊豆町安良里診療所、西伊豆町田子診療所という名称を使って行っていますので、正式名称といいますが、頭に西伊豆町をつけることにいたしました。

以上です。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

他にございませんか。

4番、加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 1点お伺いします。施行日が4月1日ということですが、安良里診療所が新しくなるわけですから、地域の方たちが大変いつ始まるかというような期待をしているわけ



ですが、そうした中で、施行日が4月1日ということは、院の開院も4月1日ということになりますでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 今現在の予定ですと、4月の4日の予定です。1日、2日が土、日となりまして、3日に東海北陸厚生局のほうが静岡にありまして、そこへと申請を提出しに行き4日から開始の予定でございます。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

他にございませんか。

〔発言する人なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第11号 西伊豆町診療所設置条例の一部を改正する条例案について。

原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手、全員です。

よって、議案11号は、原案のとおり可決されました。

議長（堤 和夫君）

日程第 8、議案第 12 号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第 12 号静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約案について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、静岡県市町総合事務組合理約（平成 18 年市行第 581 号）の一部を別紙のとおり変更したいので、同法第 209 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 28 日 提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては、担当課長が申し上げます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 議案第 12 号について、説明させていただきます。

今回の一部変更は、裾野市及び長泉町で構成します裾野長泉清掃施設組合が共同処理する事務の拡大に伴いまして、名称変更を行うことに伴う変更でございます。この事務組合には、当町含め県内全ての市町が加入しておりますので、それぞれの市町の議会の許可を得るということで、今回提案させていただきました。綴りの最後、新旧対照表の 3 ページをお願いいたします。表の上から 2 行目でございます。裾野・長泉清掃施設組合を、裾野市・長泉町衛生施設組合に改めるものでございます。改正本文の方をお願いいたします。附則といたしまして、この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するということでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

さきに原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」という人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」という人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 12 号静岡州市町総合事務組合理約の一部を変更する規約案について。

原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君）

日程第 9、議案第 13 号 平成 28 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第 13 号平成 28 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 6 号）平成 28 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 6 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 77 億円とする。

2 号、第、歳入 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分をより当該区分毎の金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、第「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して、使用できる経費は「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条地方債の変更は、「第3条地方債補正」による。

平成29年2月28日提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては、担当課長が申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(堤 和夫君) 総務課長

総務課長(高木久尚君) 議案第13号一般会計補正予算6号についてご説明申し上げます。今回の補正につきましては、年度末における事業の精算見込みによる予算額の整理が主なものでございます。

歳入におきましては、町税、地方交付税、国庫支出金、寄付金の増額、財政調整基金繰入金、事業費確定によります町債の減額などが主なものとなっております。

また、歳出におきましては、各款において、事業の精算見込みによります減額。増額の金額の多いものとしたしましては、国民健康保険特別会計繰出金。ふるさと納税特産品費、基金積立金の計上が主なものとなっております。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

1款町税 3,184万9千円、9億4,686万4千円。1項町民税 230万9千円、2億9,831万円。

2項固定資産税 2,200万円、5億2,421万3千円。3項軽自動車税 254万円、2,334万円。

4項町たばこ税 500万円、6,100万円。

4款配当割交付金 1項配当割交付金ともに 150万円の減額、350万円。

9款地方交付税 1項地方交付税ともに 3億5,319万6千円、24億1,219万6千円。

11款分担金及び負担金 156万4千円の減額、2,131万3千円。2項負担金 156万4千円の減額、

1,549万6千円。

12 款使用料及び手数料 41 万円の減額、4,419 万 3 千円。2 項手数料 41 万円の減額、2,459 万 9 千円。

13 款国庫支出金 467 万 9 千円、4 億 411 万 9 千円。1 項国庫負担金 9 万 4 千円の減額、1 億 8,623 万 3 千円。2 項国庫補助金 477 万円、2 億 730 万円。

14 款県支出金 858 万 7 千円の減額、4 億 918 万 3 千円。1 項県負担金 89 万 5 千円の減額、1 億 3,244 万 7 千円。2 項県補助金 820 万 9 千円の減額、2 億 5,883 万 7 千円。3 項県委託金 51 万 7 千円、1,789 万 9 千円。

15 款財産収入 83 万 7 千円、1,436 万 9 千円。1 項財産運用収入 26 万 9 千円の減額、941 万 1 千円。2 項財産売払収入 110 万 6 千円、495 万 8 千円。

16 款寄付金、1 項寄付金共に 1 億 99 万 9 千円、11 億 100 万 4 千円。

次のページをお願いいたします。

17 款繰入金、1 項繰入金ともに、2 億 722 万 7 千円の減額、10 億 2,768 万 1 千円。

19 款諸収入 63 万 1 千円、6,843 万 1 千円。1 項延滞金加算金及び過料 250 万円、400 万 2 千円。

4 項受託事業収入 40 万円の減額、292 万 5 千円、5 項雑入 146 万 9 千円の減額、5,620 万 4 千円。

20 款町債、1 項町債ともに 7,190 万円の減額、8 億 150 万円。

歳入合計 2 億 100 万円を増額して 77 億円としたいものでございます。

次の 4 ページをお願いいたします。え歳出です。

1 款議会費、1 項議会費ともに 225 万 7 千円の減額、6,496 万 7 千円。

2 款総務費 5,326 万 5 千円の減額、10 億 9,399 万 9 千円。1 項総務管理費 4,847 万 7 千円の減額。9 億 2,203 万 7 千円。2 項町税費 148 万円の減額、8,717 万 6 千円。3 項戸籍住民基本台帳費 187 万 5 千円の減額、7,205 万 9 千円。4 項選挙費 143 万 3 千円の減額、1,090 万 7 千円。

3 款民生費 6,910 万 3 千円、12 億 3,622 万 3 千円。1 項社会福祉費 9,296 万 2 千円、7 億 4,830 万 5 千円。2 項老人福祉費 105 万 9 千円の減額、4,954 万 6 千円。3 項児童福祉費 1,712 万 2 千円の減額、1 億 6,176 万 2 千円。4 項障害福祉費 567 万 8 千円の減額、2 億 7,661 万円。

4 款衛生費 5,566 万 7 千円の減額、7 億 1,700 万円。1 項保健衛生費 1,220 万 5 千円の減額、

2億9,069万6千円。2項環境衛生費824万5千円の減額、2,044万8千円。3項清掃費3,521万7千円の減額、3億8,874万9千円。

5款農林水産業費3,750万円の減額、2億3,138万3千円。1項農業費317万1千円の減額、2,837万9千円。2項林業費740万6千円の減額、5,691万2千円。3項水産業費2,692万3千円の減額、1億3,747万2千円。

6款商工費、1項商工費ともに4,418万5千円、10億1,246万8千円。

7款土木費4,431万円の減額、2億4,585万1千円。1項土木管理費360万9千円の減額、5,296万5千円。2項道路橋梁費2,108万円の減額、1億7,849万7千円。3項河川費1,732万9千円の減額、334万3千円。

次のページをお願いいたします。

(聞き取り不能)千円の減額、115万4千円。

8款消防費、1項消防費ともに、1,323万8千円の減額、5億2,406万5千円。

9款教育費2,041万3千円の減額、4億3,681万6千円。1項教育総務費15万2千円の減額、6,998万円。2項小学校費248万6千円の減額、4,514万5千円。3項中学校費69万2千円の減額、5,718万6千円。4項幼稚園費458万4千円の減額、9,046万2千円。5項認定子ども園費506万4千円の減額、6,712万9千円。6項社会教育費139万円の減額、4,271万6千円。7項保健体育費604万5千円の減額、6,419万8千円。

11款公債費、1項公債費ともに5,836万9千円の減額、5億2,583万2千円。

12款諸支出金3億7,273万1千円、15億2,039万円。2項基金費3億7,273万1千円、15億2,038万8千円。

歳出合計2億100万円を追加して、77億円としたいものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費です。これはここに明記してございます8事業について、総額2億8,339万9千円を繰越明許とするものでございます。

最上段の総務費、1項総務管理費情報配信機器給付事業、1,000万円につきましては、今回の補正に計上させていただいておりますが、事業のスムーズな継続性を図るため、そのまま翌年度に繰り越しするものでございます。

次の7ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正第6号でございます。補正額のあるところを朗読いたします。

光ファイバ網整備事業、1,660万円の減額で2億2,640万円に。

医療機器整備事業、1,000万円の減額で2,000万円に。

田子みなと公園整備事業、960万の減額で2,360万円に。

田子安良里線改修事業、1,310万円の減額で3,920万円に。

第2分団詰所移転事業、1,300万円の減額で8,300万円に。

安良里防災拠点整備事業、1,300万円の減額で8,300万円にしたいものでございます。これは事業費の精算によるものでございます。

新たなものといたしまして、浜川浜橋長寿命化対策事業に340万円を追加して、最下段の規定額から7,190万円を減額し、8億150万円としたいものでございます。なお、利率償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次の8ページをお願いいたします。

8ページ。歳入歳出補正予算事項別明細書。

1総括の歳入でございます。これにつきましては、先ほど説明いたしました第1表、歳入歳出補正の歳入と同様でございますので、省略させていただきます。

次の9ページをお願いいたします。

歳出でございます。これも第1表と同様でございますので、省略させていただきます。

補正額の財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。次の10ページをお願いいたします。

歳入です。歳入につきまして、主なものを説明していきます。

1番上の、1款町税1項町民税1目の個人の住民税でございます。

現年課税分の普通徴収350万円、特別徴収850万円、計1,200万円の増額を見込んでおります。

その下の2目の法人現年課税分につきましては、1,000万円の減額を見込みました。

次の2項固定資産税につきましては、現年課税分2,100万円、滞納繰越分100万円を見込んでおります。1番下の4項たばこ税につきましては500万円の増額を見込んでおります。

11ページをお願いいたします。

上から2つ目の9款地方交付税は、交付金額の決定により3億5,319万6千円の増額を計上いたしました。

次の12ページをお願いいたします。

上から2つ目の13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金の地方創生加速化交付金943万2千円は、事業費の確定による増額でございます。その3つ下の年金生活者等支援臨時福祉給付事業費補助金397万5千円減額につきましては、これは事業の精算によるものでございます。

次の13ページを、お願いいたします。

14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金の光ファイバ網整備事業費補助金288万円の減額でございますが、事業完成によります精算によるものの減額でございます。

14ページをお願いいたします。

16款寄付金1項寄付金5目ふるさと応援寄付金は1億円を追加して、合計11億円としたいものでございます。

その下の17款繰入金1項繰入金1目財政調整基金繰入金は2億5,330万円を減額するものでございます。

その下の2目後期高齢者医療特別会計繰入金の672万円は、後期広域連合の過年度分の返還金でございます。

1番下の19款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金には、町税の延滞金を250万円見込みました。

15ページをお願いいたします。

1番下の20款の町債でございますが、先ほど町債のところでも、説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に歳出でございます。17ページをお願いいたします。

2款総務費1項11目の情報管理費です。11節消耗品費の1,000万円は、光ボックスの購入にかかるもので、先ほど繰越のところでも、説明いたしましたが、繰越明許となるものでございます。

18ページをお願いいたします。



1 番上の 19 節負担金補助及び交付金の光ファイバ網整備事業補助金 2,051 万円の減額でございますけれども、これは事業完了に伴う精算でございます。

2 款総務費 1 項 12 目地域開発費の減額でございますが、ここ全般は、当初地域おこし協力隊ふじのくに暮らし推進隊をそれぞれ 2 名募集しましたが、実際現在地域おこし協力隊 1 名のみとなったために生じた減額でございます。

14 目の旧田子中学校管理費 15 節工事請負費 572 万 5 千円の減額は、改修工事の完了に伴う精算の減でございます。

20 ページをお願いいたします。

中ほどの 2 款総務費 4 項選挙費 4 目宇久須財産区議会議員選挙費 121 万 3 千円の減額につきましては、28 年度は、議員の任期満了に伴う改選の年でございますが、選挙の年でございますが、選挙にならなかったために生じた不用額の減額でございます。

次の 21 ページをお願いいたします。真ん中くらいのところの 3 款民生費 1 項 3 目国民健康保険特別会計繰出金には、その他繰出金といたしまして 1 億円を計上いたしました。

次に 22 ページをお願いいたします。

3 款民生費 3 項 2 目児童福祉措置費、児童手当の 1,100 万円の減額は、精算によるものでございます。

24 ページをお願いいたします。最下段の、4 款衛生費 2 項環境衛生費 1 目環境衛生総務費の最下段の合併処理浄化槽設置補助金の 800 万でございますけれども、申請件数が少なかったために生じた精算の減額でございます。

25 ページをお願いいたします。

4 款衛生費 3 項 1 目廃棄物処理費 15 節の工事請負費 3,000 万円の減額でございますが、見積金額の精査。機能検査結果によります機械の更新時期の延長などの検討によるもの精算でございます。

次の 26 ページをお願いいたします。

5 款農林水産業費 2 項 3 目林道事業工事費の 15 節工事請負費 725 万 6 千円の減額は実績による減額でございます。

その下の 3 項 3 目漁協、漁港建設事業費の 15 節工事請負費 1,600 万円の減額は、網屋崎の整備

に関してですが、地域を含めた検討委員会による整備計画を作成した後に実施した方がよいということで、減額をしまして、新たに新年度で対応をさせていただきたいと思っております。

27 ページをお願いいたします。

6 款の商工費、1 項 6 目ふるさと振興費 8 節報償費には、歳入で説明いたしました寄付金 1 億円に対します返礼品といたしまして 5,000 万円を計上してございます。

28 ページをお願いいたします。

7 款土木費 2 項道路 2 項 2 項 1 目道路費 13 節の委託料 120 万円と 15 節工事請負費 910 万円の減額は実績による減額でございます。

その下の 19 節負担金県単道路改良等負担金、656 万円の減額は、県道伊東西伊豆線改良工事の変更によるものでの減額でございます。

29 ページをお願いいたします。

7 款土木費 3 項 1 目河川維持費 15 節工事請負費 1,620 万円の減額は、事業実績による減額が 420 万円、ライヤ川の改修につきましては、29 年度施行に伴い 1,200 万円の減額をするものでございます。

次に 35 ページをお願いいたします。

11 款公債費 1 項 1 目元金及び 2 目利子の減額は昨年度末に、繰上償還をしたことによります減額でございます。

1 番下の 12 款の諸支出金 2 項 1 目基金積立金です。財政調整基金に 1 億 1,100 万円。

次のページをお願いいたします。

ふるさと応援基金に 1 億円。公共施設解体基金に 1 億 5,000 万円、診療所医療整備基金、先ほど条例でお願いいたしました、診療所医療整備基金に 1,200 万円を積み立てるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

10 番、山本榮君。

10番(山本 榮君) それでは、17ページでお願いします。情報管理の消耗品。光ボックスの件ですが、これについては先ほどの全協でも多少伺いましたけれども、改めて伺いますが、この光ボックスの配布の目的。それから、配布の時期について、繰越明許ですから、今年度中でなくて来年にまたがるということだと思いますが、その配布の時期。いつ頃を考えているのか。またその配布の方法について、今考えている方法を教えてください。

議長(堤 和夫君) 企画防災課長。

企画防災課長(山本法正君) まず目的につきましては、あの光ボックスを入れることによりまして、今までもインターネット、パソコンを持ってない方でも、いろいろなアプリが付いていて、その中の1つにインターネット機能もございます。それと、もう1つが、町からの情報配信。ホームページですとか、防災関係等をやりたいと思っております。配布の方法につきましては、時期か、配布の時期につきましては、整備が終わりまして、今月の中旬ごろから、既に契約された方に工事に入ると聞いております。それで、その方がたから、申請をいただきまして、配布を直接配布したいと考えております。それから方法、

議長(堤 和夫君) 山本榮君。

10番(山本 榮君) その今配布の目的と、方法について伺いましたけども、申請に、申請に基づいてということですが、この光ボックスが、配布されるということ。これが、今回光ファイバを入れる方が、それぞれみんな承知していると思っておりますか。そういう説明は、個々の説明受けてないですよ。ですから住民にどこまでこの光ボックスの配布について、町が考えているような状況が、伝わっているのか。それを、どのように考えていますか。私は、こういう立場ですから配布したいってことは承知しています。でも、一般の方が、今回光回線を導入して、この光ボックスを申請したら、ただけという、そのような仕組みは知らないと思うのですよ。でも、課長が言われているとおり、この半ばからということ考えていますけれども、到底そういう状況は、広報されてない。行き渡ってないと思うのですよ。それと、もう一点そのこれを配布するのに、いろいろ、インターネットを利用して欲しいということですが、町が情報流しやすいように、またその住民がその情報を受けやすいように、町専用のアプリ、そういうものを立ち上げなくても、これは十二分に利用されるというふうに考えていますか。いかがですか。

議長(堤 和夫君) 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） まず住民への周知ですけど、一応、1月に開きました住民説明会で、あくまでも予定ということで説明させていただいております。ただあと、広報誌等につきましては、まだ予算が正式にとおっておりませんので、予算がとおった、もしとおりましたらその広報等でお知らせをしたいと思っております。

それから、専用のアプリにつきましては、以前に勉強会等で、ご覧になったと思いますけれど、町の専用チャンネルを作成する予定であります。

議長（堤 和夫君） 山本榮君。

10番（山本 榮君） その町の専用チャンネルといのは、いつでも、すぐ、この町としては対応できるのでしょうか。その時間がかかるようですね、もしもそのボックスだけ先に配布してもその価値も伝わらないし、それで、住民説明会は私も行きました。あの時に光ボックスを差し上げる予定ですよという、担当課長が言ったけれども、その内容が伝わっていると思いますか。個々の事業者の説明には一切これ入ってこないのですよ。それで、これ今3回目ですからまとめて質問しますけれども、この光ボックス、せっかく、住民サービスとして配布するのですから、やはり有効に活用されることを考えてもらわないと、今、各家庭には、防災ラジオがあります。出来ればその町から情報なり、その災害についての情報なりも提供したいということですので、光ボックスも防災ラジオみたいに全戸配布されたらこれ、1番活用が、町が考えている活用になると思うのですけれど。今の状況で価値観がわかるのは、今現在インターネットを利用されているような世代だと思うのですよ。高齢者になると、インターネットには意外と縁が遠く、取り掛かりもなかなか出来ないでしょうから。やはり、これから配布するのはこの1千万の予算だけでなく、町が考えるのは、もっと、多くの人に利用して欲しいよ、そういうのでこれ取り組んでいると思うのですよ。そのためには今後どのようなことしてくのか。今の1千万円で、ただこれで終わりなのか。それとも今後につなげていくような考え方をしているのか、伺います。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） まず有効な活用の方ですけど、先ほど説明しましたように町のチャンネルを作ります。細かい事については、徐々に、ICT活用等の協定等を利用して、集めていきますけれど、既に完成しております町のホームページ等は今既に掲載することもできます。それから先ほど言いましたいろいろな情報、いろいろな情報といいますが、防災情報で

すとか、放送の情報なにかも、これも直ぐにできますので、そういう情報はボックスが入り次第提供できると考えております。それから、金額につきまして、今回の1千万円につきましては、機器の購入費になりますので、今後また台数が、申し込みがこれ以上増えたりするということがあれば又補正等で対応をお願いしたいと思っております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

8番。星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） まず13ページをお願いします。13ページの県の支出金のところですが、光ファイバ整備事業の補助金。これ、事業が完成ということなのですが、先日、その光回線の説明会のときに、担当者の方が、58局は開通していないので、光テレビは見えないという話をしていたと思うのですが、これはしっかりと宮ヶ原、大沢里の方まで、光回線はもういったということによろしいのか、それとも、NTTの方の説明のように、58局のほうにはまだ届いていないのか。そのへんはいかがでしょうか。

次17ページですけども、先ほどらい、山本榮さんが質問していますけれども、そもそもその、提供するもの、チャンネルというように先ほど課長言われていますけれども、これが構築されていない状態で、光ボックスを配布することの有用性が私には、町としてのメリットはあまり感じられないんですけども、できたら直ぐに、やるみたいな話ですけども、そもそもこの補正予算にそういった予算はあるのか。この補正予算になくても、29年度の一般会計予算にはそういうものが計上されているのか。それとも計上されていなくても、無料で向こうのほうはやってくれるのか。そのへんところはいかがですか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 最初の質問ですけど、一応大沢里の方はもう既に、工事は終わっております。ただ先ほど光テレビと言われましたけれど、大沢里地区につきましては、片方配信なものですから、光テレビは使用できないというように聞いています。もう一つ構築のほうですけど、確かに予算計上は、今回機器だけということで、チャンネルの設置につきましては、今のところ、物によっては有料のものもありますけれど、今、すぐにでもやれるものは、無料のものを考えております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 片方しか行ってないから光テレビが見ることが出来ないということになりますと、光ボックスも一応光テレビ見えますという売りがあるわけですね。そうすると光ボックスを使っても光テレビは見ることが出来ないという認識でよろしいのですか。そうすると、町はこれを使うと光テレビが見ることが出来ますというような宣伝をした場合、大沢里地区の方は見ることが出来ないという話になりかねませんから、そのへんところはしっかりと確認をしていただきたいということと、予算はとあってなくても、とりあえずは無料のものでということですが、無料だという事だけれども、結局そのシステムをでは誰が管理するのかといたら最終的に町が管理するわけですね。そういった管理費すらも載ってない状況で、ほんとにそのシステムが配信できるものですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） さしあたり、今課長が言ったように無料のものを配信していきたいと。そして、徐々にどういうものが、あの町にとって住民にとって、情報を流したらいいのか、そのへんところは研究、検討しながら、進めていくと、その中で予算が必要であれば、補正でお願いしたいと思っております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） では、これ配ったその日からもうその情報は配信されるという認識でよろしいわけですね。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そこまでは、出来ません。まだ、この議会をとおらなければ、買うことも出来ません。ですので、そういうことは、やはり議会の承認が、初めて補正がとあって、初めて私たちは、買うとか、そういう交渉に入ります。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） あの、買うことが出来ないというのは、町は予算を使って買うことが出来ませんが、一般に市販されているのですよ、1万2千円で。それを買った人は使おうと思えば使えるわけですね。そこの話なわけですよ。ただもし買った人が、その情報のものを町が提供していれば、シリアルナンバーで情報が提供されますから、それは出来ないのですかっていう話ですよ。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私はそういうことは考えておりません。支給のことだけしか、考えていません。買った方は、今までも買った方がいらっしゃると思いますから。その分を町が現金で支給ということは考えておりません。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

11番。増山勇君。

11番（増山 勇君） 同じくですね17ページのその光ボックスの件について、お伺いしますが、そもそも町はですね、光回線を加入する世帯というのはどれくらいあるというように、把握されているのか。また実態はどうなっているのか。それが先ず第1です。それと、再三議論なっていますが、配信するためにはですね、これはどこの課が担当して、やられるのですか。企画課が、今度新しく出来る企画課がやるのか、その点どうなのでしょう。

その、まず第2点を、お伺いします。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 加入の見込みですけれど、1千世帯を見込んでおります。あと、管理ですけれど、今現在の情報管理係が管理するようになります。

議長（堤 和夫君） 11番。増山勇君。

11番（増山 勇君） 今見込みって言われたけれども、実際今、各事業者が、事業者ってNTT始め何社かがですね、加入してくれというように、各家庭を回っていますよね。その実態という事を今町としてしっかりと把握されているのですか。民間がやっているから知らないって事なのですか。それと、もう1つはあのインターネットそのものを使っている世帯というのは何世帯あるというように町としては、把握されているのですか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 加入の把握ですけど、NTTにも以前確認したことがありますけれど、実際契約するのは、コラボ事業者になりますのでNTTの方でも、実際の実態はわからないという返事をいただいております。

それから、インターネットの加入ですけれど、今現在ADSLを利用している方が、1,100世帯、約です。

議長（堤 和夫君） 11番。増山勇君。

11番（増山 勇君） これは、議長、次に行ってもいいですか。

議長（堤 和夫君） はい、どうぞ。

11番（増山 勇君） では、12ページ、3点ありお願いします。

12ページの国庫支出金の中で、13款の1。地方創生加速化交付金についてお伺いしますけれども、これ事業が確定したと言われましたけれど、どういう事業が確定してこういう金額になったのか、まず1点お伺いします。

2点目はですね、14ページ、財産収入で土地売却収入というのが、もられておりますけれど、どこの場所を誰に売られてこの収入が得られたのか。

第3点目はですね、28ページ、飛びますけども、ここに土木費の中で備品購入費。130万という金額が計上されておりますけれど、これはなんの目的で、どういう物を買ってですね、どういうことをやられるのか。その3点をまずお伺いします。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） まず、12ページの地方創生加速化交付金からお答えいたします。これは、予算書でいいますと、2、1、16のまちしごと創生事業のええ、交付金が確定になりましたので、それを計上いたしました。細かい内容ですと、アンテナショップとか、東京事務所の借り上げ、あと商工会に補助を出して、中小企業のあの販路開拓事業、そういったものの認定がありました。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木 久尚君） 私のほうは14ページの、先ほどの土地売却収入でございますが、これにつきましては、安良里地区です。浦上地区の中の地域内にあります、公共用財産の用途廃止に伴う用地の売買ということでございまして、面積的には135平方メートルでございます。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 28ページでございます。18節の備品購入費です。こちらは、小型のバックホーの購入を計画しております。用途としては、側溝清掃と、ただいま、作業員の人力で行っておりますが、効率を上げるためにということで、小型のバックホーの購入を検討しております。以上です。



議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

3番、高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 3点伺います。27ページ。フォトコンテストの賞金。これが70万円と大幅に減額になっていきますけれども、どのように、なぜこれだけ減額になっているのか、その理由です。それから29ページ。これライヤ川の改修を平成29年度に順延ってことですが、何が原因で、これ次年度に繰り越さざるを得なかったのか、これが2点目。

3点目。30ページ。このハザードマップの作成業務。29年度へというようになってますけれども、これ、ハザードマップを確定させる目標はいつで、どのようなスケジュールを組んでいるのか、この3点お伺いします。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） まず、フォトコンテストの賞金の関係ですけど、あの中の、グランプリとか特選、入選の数を、精査しまして、数を減らしました。それと、それぞれの、賞金の金額も減らしました。以上です。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 29ページ、河川費の工事費の欄でございます。ライヤ川改修につきましては、現在、県土木の方で、砂防ダムの建設を進めております。そちらのほうとの、事業調整ということで、砂防指定区域内事業ということで、来年度の施行でということのご指示をいただいております。以上です。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 30ページのハザードマップの関係です。この450万円につきましては、まず、200万円が土砂災害の関係。250万円が津波避難マップの関係になっております。土砂災害の関係につきましては、県の土砂災害の特別警戒区域の指定が、遅れているということで、今年度、作成できませんでした。そして津波マップにつきましても、今現在その、地区別の地域防災計画等を、作成中ですので、それに合わせて、このマップの方も作成したいと思っております。29年度中には作成したいと。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） フォトコンテストの賞金そのもの、それから、本数そのもの見直したとい

うけれど、もう少し具体的にお願いします。それから、ヲイヤ川の件についてはわかりました。それからハザードマップについては、土砂災害の指定、県が遅れているということですが、これ、今後、これはどのようなスケジュールで行くのでしょうか。その2点ですか。お願いします。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） フォトコンテストの件ですけど、まず、グランプリの賞金10万円を3万円にしました。特選を4点あったのを、2点にして、5万円を1万5千円。これ、夕陽部門とふるさと部門ありますので、それぞれ1点ずつに、グランプリも特選もしました。それと入選を、今まで20点あったのを10点。5点ずつにしまして、1万円を5千円にしました。それと佳作は、20点ありましたが、20点の5千円の賞金が出ていましたけれど、それをなくしました。以上です。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） ハザードマップの関係につきましては、県の指定が、出来てからということで、そのいつということは、確認は出来ておりません。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） フォトコンテストですけども、これ金額が大幅に下がっています。これを下げたあの理由を、教えてください。それから、土砂災害のハザードマップですけども、県が調査をして、これが、指定されるまでの過程ですね。これから、調査は終わりましたという説明がこの前ありました。それから、どういう手順を踏んで、実際の指定になるのでしょうか。これ、お願いします。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） フォトコンテストの件ですけど、他の市町なんかと少し比較しましたら、グランプリで10万円というのは、非常に金額的に多かったもので、少し減らして、今回、金額を下げました。それは、特選も他のも、そういった状況でした。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 県指定の関連でございますが、データ見直しをやったところ、修正箇所があったということで、年末にも、実は修正箇所があった地区の説明会を県のほうが開

いているというような状況でございまして、まだ指定にはいたっていないよと、いう説明でございます。出来れば、29年度中という話もありましたが、これは、確定ではございません。

議長（堤 和夫君） 質疑中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前 11時27分

再開 午前 11時35分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 先ほどの、ハザードマップ関連のところ、段取りをとということでご質問がございまして私のほうで回答失言しましたので、申し訳ありません。段取りとしましては、危険区域を県のほうで、案として、住民の方へ、御示ししてということから始まるわけですが、今回、西伊豆町の場合は、もう既に危険箇所の説明が終わっております。データ修正等の中で、誤りがあったということで、昨年暮れあたりにも、その地区、修正があった地区について、説明会をさしていただいたと、今後、管内、これは下田土木事務所管内ということですが、そういった修正をかけながら、説明会を開催後、最終的に、県の方で区域の指定を行うという段取りになっております。以上です。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

1番、山本智之君。

1番（山本智之君） 1番。歳入の方で、1点と歳出で2点の質問をさせていただきます。まず10ページなのですが、2目の法人の現年課税分のこの1千万円の減額ということですが、これにつきましては、見込が違ったのか、どうゆう要因なのか、教えていただきたいのと。

あと、2点目ですが、17ページ、先ほどらい、光ボックスの件の話がございまして、それについて少し説明をしていただきたいのは、まとめて町がある程度買って出すのか、それとも個別に対応できるようにしてくのかっていうのは、在庫が残った場合のですね、その無駄な金が、出てくるのではないかというような懸念がありますので、そのへんところについては、予算計上した

後に、しっかりと在庫が残らないような方法での受け入れとか申し込みのシステムを作るのかという点と、あと法人も全て入るのか。

それと、プロバイダーなのですが、NTTドコモ以外のプロバイダーに加入している方も、申請をすれば、これでいただけるのかというのを再度確認します。その申請の方法というのを確立出来ているのかということをお伺いします。

それと、18ページですが、地域開発費12目の、地域おこし協力隊の資金が、300万ほど、残念ながら、今回減額ということになっているのですが、これについても、しっかりと要因と申しますか、そのへんところの検討は、町の方でなされていて、来年度以降もそれに基づいて、募集をかけていくのか、その3点お願いします。

議長（堤 和夫君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） 10ページの歳入、法人の町民税の関係でございますが、これにつきましては当初の見込み違いというよりは、1事業所におきまして、設備投資がだいぶ行われました。その関係で、これはあの法人の町民税は、法人税の9.7パーセントということをして法人町民税としていただいておりますが、その設備投資の関係が、行われた関係で、いわゆる経費の控除がされたということで、法人税が、だいぶ下がったということで、その分、町がいただく法人町民税も下がったということでございます。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） まず17ページの光ボックスの関係ですけれど、個別かまとめてかということですけど、今回新規ということ、考えているのが、山本議員が言われたように、なるべく在庫が残らないようなかたちで、購入を考えています。それと、法人も対象ということですけど、これはあくまでも個人を考えております。それからプロバイダーの関係ですけど、こちらは、NTTドコモ以外でも、光回線に入った方は、全て対象となります。それから18ページの地域おこし協力隊ですけれど、こちらにつきましては、実は、28年度、実際、活動されてるのが1名ですけど、他に2名ほどの申し込みがありましたけれど、残念ながら、最終的には至らなかったということになります。来年度以降につきましては、個別にその事業を絞った形で、募集を考えております。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番(山本智之君) 歳入の方はわかりました。それで、さっきの光ボックスの件なのですが、光ボックスのその主旨と申しますか、要は町とそこが家庭が直接に繋がる、今後のその難聴箇所とかですね、その情報を提供するための要はそのツールだと思うのですが、だとすれば、法人をはずすということは、いかがかなのか個人的には思うのですが、そのへんところの検討というのは、何かがあった時の連絡とか情報のツールとして、これを普及させていくのだということであるのならば、個人の法人ですとか、その、そこそこに普及ということも、考えてはいかがかと、個人的には思います。

それと、地域おこし協力隊ですけれども、もうやり始めて何年にもなりますが、まだ、町としてですね、しっかりとしたその、かたちっていうのが出来ておりませんので、とにかくその、どういうようにしていくのか、いろいろな方法を模索しながらですね、今後の課題に努めていただきたいと。来年度予算では、この300万円減額というようなことがないようにしていただきたいと申します。

議長(堤 和夫君) 企画防災課長。

企画防災課長(山本法正君) 光ボックスの法人のほうにつきましては、少しまた検討させていただきたいと申します。それから、地域おこし協力隊につきましても、なるべく、募集していただけるような、宣伝と申しますか、していきたいと申します。

議長(堤 和夫君) 他にございませんか。

4番。加藤勇君。

4番(加藤 勇君) 3点ほどお聞きします。まず収入の関係ですが、11ページの負担金の中で、保育料の負担金が、放課後児童クラブ利用料が、だいぶ減額されておりますが、その経緯と申しますか、またそれに対して今後の対応、どんなように考えておられるかお聞きします。

それと、もう1つすいません。15ページ。雑入の中の、街灯関係電気料地区負担金ですが、当初予算では、215万円あったように記憶しているのですが、減額が126万、120万になっておりますが、この経緯をお聞きします。

それと3点目は、先ほどらいの、17ページの関係ですけれども、いわゆる補助金。物を支給するのでですから交付要綱等があると思うのですが、その制定の内容の中で、例えば、町に税を納めてないような方がおられた場合には、どんなような対応されるのかお聞きします。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木 光一君） それでは11ページの、放課後児童クラブの利用料の関係なのですが、当初、子ども子育ての関係でアンケートを実施しまして、月平均25名程度申し込みがあるだろうということで予算計上させていただきました。実際のところ、1年間ならしますと5名程度ということになりましたので、その分減額をさせていただきました。今後の対応なんですけれども、当初も、各学校のほうに、チラシ等配布して周知はしているところなのですが、まあ実際に保育が必要なお子さんがどれだけいるかっていう部分がありますので、周知に努めるということはありませんけれども、それで、確実に増えるかどうかということは、まだわからない状況ではございます。以上です。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木 久尚君） 該当の減額の件でございますが、昨日の一般質問の中にも少しあったかと思いますが、最初に3分の1、3分の2ということで、今、28年度分につきましては、当初3分の2で計上してございました。それが区長さんたちとの話合いの結果、3分の1だということになりましたので、その3分の1分の減額ということでございます。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 滞納者の扱いですけれども、滞納者につきましては、物は支給しません。それで、今、滞納者については、いろいろな何ですか、買い物をするとか、いろいろなことしていただきますけれども、そこからは、町としたら、なんですか、断絶していると。滞納が、なんですか、なくなるまでは、やはりそういう、制裁じゃなくて差別、真面目に払ってくれた人と、払ってくれない人の差。これは明確にしないといけないと思いますので、どんな場合でも、滞納者については、厳しい対応での臨んでいきたいように思っております。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） それでは、その放課後児童クラブの関係ですけれども、利用された親御さん方の評判がどんなようであったかっていうのを1点お聞きします。

それと17ページの、先ほどは質問しなかったのですが、今回3月で1千万円の補正で物を購入するということですが、利用者が、私も実はその利用しようと思っている1人なのですが、まだ、いわゆるNTTドコモですけれども、そちらに正式な申し込みはしておりません。そうしま

すと、私の場合はどうも話しを聞きますと、私の家に来てくれるのは4月以降になるのかなという  
ような気がしているわけですが、そういう方もこれからあるのだらうと思うわけです。そうします  
とここで、その1千個をまとめて購入する必要性は、少し、感じない。なおかつ町としても、繰り  
越しというようなことも言っておられますのでそのへんの少し判断基準をお聞きしたいと思います。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木 光一君） 放課後児童クラブの関係になりますけれども、お預け  
するお子さんについては、保護者の方がお仕事をされているということですので、預けた保護者の  
方がたからは、非常に助かっているということで伺っております。以上です。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 光ボックスの購入の件ですけれど、先ほどあの山本議員からも質  
問がありましたように、なるべく在庫がないようなかたちで、購入していきたいと思っております。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） そうしますと、1千戸1千万ですので、町長の以前の、全協の時でも、1  
万2千円を若干安くさせるよというような表現がございました。そういう意味で、1個1万円と  
いうようなことになろうかと思うのですけれども、事前に1千個買うから安くせいと言っておら  
れるのだらうと思うわけですが、それが例えば、3月に100個しかいかなかったよ。あとは4月  
以降なんか、増えるというようなことで対応は出来るのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） それにつきましては、NTTさんとお話は、しております。単価  
が同じ単価で、納入できるようなかたちということでお話をさせていただいております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

2番、芹澤 孝君。

2番（芹澤 孝君） はい。2番。先ほど10ページの法人税の件ですけれど、設備投資というこ  
とになると、当然借入するわけですね。

議長（堤 和夫君） マイクを。

2番（芹澤 孝君） 借入をするわけですね、設備投資ということになると。その法人が。

[ 発言する人あり ]

それわからないの。ああそう。ではそうですかそのへんを少しこの傾向が続くのかなあとと思って。減額の。そのへんの情報はつかんでないわけね。わからない。それでは、25 ページお願いします。区分 15 のこの工事費請負費へのこの3千万円の減額は、なんででしょうか。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 今28年度に行いました、工事の見積り精査の契約時における差額と、特に空気圧縮機というので、2,800万計上しておりましたが、機能検査の結果、充電の機械をまだ使えるということなので、その分を、今回28年度でやらないことで、約3千万円の減額ということになります。

2番（芹澤 孝君） この、整備計画というのはあれですか。整備するってことはね、この対応年数か何かをチェックして、整備計画を作っているわけですか。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） だいたい、年間でだいたいこのくらいっていう整備計画を作った上で、なおかつ、機能結果とか検査をやりまして、その結果まだ、大丈夫ではないかということを持ち越しというかたちで、やらなかった経緯です。

2番（芹澤 孝君） そのチェック機会を、まだ使えるだろうかどうかというチェックは、どなたがするのですか。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 業者委託により、毎回、センターの施設の管理の機能検査を毎年行っております。それによつての結果で、基づいて事業を行っております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

山田昭男君。

5番（山田昭男君） 3点ほどお伺いします。25ページの4款3項1目11節電気使用料が、これ330万円減額になってますけれども、その要因はなんであったのか、お伺いします。

それから2点目ですけども、26ページ。5款3項3目15節これ網屋崎整備工事。これ1,600万円の減額ですけども、この工事はどのような工事なのか教えてください。

同じですね、17節のですね、あの工事に伴う用地の買収、35万6千円の減額ですけども、場所は、どこで、何坪だった、何坪なのか、この点についてご説明してください。



議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 電気料ですが、予算で、月 240 万円を予算で計上しておりましたが、今の実績により見込みが、月に 212 万 5 千円ほどになる見込みになります。その差額を、年でほしい 330 万円の減額となるということです。決算見込みによつての 330 万円の減額となります。以上です。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 26 ページの方になります。網屋崎道路の整備工事ということで、予算計上させていただきとります。箇所としては、網屋崎岸壁から、岬の方へ、今度網屋崎の方へ、続く進入路を確保したいということで、予算計上させていただきましたが、網屋崎の方の利用計画を策定後に、施行することが好ましいという事で、今回は、29 年度の方の予算にもらしていただくということでございます。また用地購入ですが、あそこの侵入路の必要部分の用地ということで概算面積を出しておりますが、実際その利用計画によっては、前後するという事もあると思いますので、こちらの方も、次年度へ繰り越させていただいております。以上です。

議長（堤 和夫君） 山田昭男君。

5 番（山田昭男君） 26 ページについてはわかりました。あと、25 ページですね。これ、減額になった要因はなんだったかこれについて、電気料はわかるのですけれどね。どうして電気料が減ったかということですけどね。差額は聞いたのですけれど。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 電力のゴミ、多少減量化に伴う電力消費量の減と、予想した単価が、現状よりも低かったための差額となっております。

議長（堤 和夫君） 質疑中ですが、暫時休憩します。

再開は午後 1 時です。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（堤 和夫君） 休憩を階いて再開いたします。

質疑を続けます。

質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

11番(増山 勇君) まず12ページですね、国庫支出金の中に、個人番号カード交付金事務費補助っていうので、俗にいう課目設置で1千円もられていますけれども、これ何を来る予定なのかというのが先ず聞きたいし、なぜこんな年度末になってつけられるのか、それが1点目です。

2点目はですね、この18ページのまちづくり推進費の補助金の単独。まちづくり共同促進事業補助金のこの減額の理由はなんでしょうか。

それと、3点目はですね。31ページの消防費のこれも単独の補助金なのですが、23万計上されています。自主防災組織育成事業補助金という。これはどこにどういうことで、この23万円を計上されているのか。その3点をお伺いします。

議長(堤 和夫君) 窓口税務課長。

窓口税務課長(高木君人君) 個人番号カードの交付の事務費の補助金ということですが、確かにおっしゃるとおり科目措置のための1千円でございます。これ、国の方からの手続きの遅れというのもありまして、この段階で、補正というかたちになりまして、おそらく今、見込みですと、このあと、3月以降4月にずれ込むかと思うのですが、国からの通知を待って、28年度の実績を行う。それによって、この補助金を受け入れるための、1千円を、ひとまず、ここに、科目を設けておきたいということでございます。

議長(堤 和夫君) 企画防災課長。

企画防災課長(山本法正君) まず18ページの方ですけど、まちづくりの共同促進事業補助金ですが、こちらにつきましては、まちづくり協議会に食部会がございます。当初、民間施設を借用して、活動を予定しておりましたけれど、主な活動拠点が、旧田子中学校を利用していたことになりましたので、民間施設を使用しなくなったことによる減額です。

それから、31ページの自主防の関係ですけど、こちらは、自主防災会へと5年前に町の方で非常食を購入しまして配布しましたが、その分が、少し5年たってここで切れるということで、かなり多くの自主防さんが非常食の購入のためにこちらの助成金を申請をしております。

議長(堤 和夫君) 増山勇君。

11番（増山 勇君） 1点目のですね、個人番号カード交付事務費補助金。国の遅れってのはわかりましたけれども、具体的に1件にいくらという補助が想定されているのですか。その点もう一度お伺いします。

議長（堤 和夫君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） 補助金については、まだ細かい国からの指示がございまして、国の補助金、全体から、人口割りでくるか程度のものでして、まだ1件当りいくらとか、1町村当りいくらとか、そういった情報はまだ入ってきておりません。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 最後に、最後というかこの問題で、現在、個人番号カードを発行されている所有されている住民は何人いらっしゃるのですか。

議長（堤 和夫君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） すいません、細かい資料が少し手元にありませんで、お許ください。約800件が発行されておりまして、実際に、国のほうへ申請、すいません。実際にまだ国のほうに申請されている方がどれくらいいるかは掴めておりません。大体、現在の段階で、交付率といいたいでしょうか。所有率といいたいでしょうか。約1割。町民西伊豆町で約1割とご記憶くださればよろしいかと思えます。

議長（堤 和夫君） 他にございせんか。

6番。山田厚司君。

2番（山田厚司君） 2点ほどお願いします。25ページの農業振興費の補助金ですね。農家の育成対策事業補助金80万円の減額なのですけれど、これの、もう少し詳しい説明と、あと17ページですね、交通指導員の報酬24万円減額していますけれども、24万円ということだと、約1名が、ずっと足らなかったのかというようなことでしょうか。そのへんのところの説明をお願いします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 25ページのところでございます。補助金の80万円減額ですが、こちらのほうは、農業経営振興会さんへ交付される補助金でございます。年度事業の実績により精査して、80万円については減額とさせて頂きました。以上です。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 17 ページの交通指導員の報酬につきましては、当初、1 名募集をしております、1 名増やしたかったのですが、募集しても少し、応募がなかったということで、3 月に 1 名分の減額をさせていただきました。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

2 番（山田厚司君） 農業振興会のほうはわかりましたけども、では、交通指導員の方は、1 年間通して、ずうっと 1 名減でやったということですよ、これ、今の説明だとそういうことですよ。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 昨年からの交通指導員につきましては 6 名の方をお願いいたしますけど、町としてはまだ増やしたいという、あれがありまして、応募があった時のこと備えてあの 1 名分を増やして計上させていただいております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

2 番（山田厚司君） まあ、応募がなかったというようなことであればですけども、来年度に備えて、例えばこの今、年度変わりの時に、定年を向えそうな人にとかいろいろな声かけとか、やって来年度の見込は、どんなものでしょうか。そのへんところはわかりますか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 個別にはあたっておりません。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

え、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

---

#### 修正動議

8 番。星野浄晋君。

8 番（星野浄晋君） はい。議案第 13 号平成 28 年度西伊豆町一般会計補正予算第 6 号に対する動議を提出したいと思います。

議長(堤 和夫君) 星野浄晋君から平成 28 年度一般会計補正予算第 6 号の修正動議が出されました。この動議は、他の賛成者を必要としないので、動議は成立しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 1 0 分

再開 午後 1 時 1 1 分

議長(堤 和夫君) 休憩を解いて、再開します。

本案に対しては、8 番、星野浄晋君から、お手元に配布した修正動議が提出されています。従いまして、これを本案とあわせて、議題として提出者から、主旨説明を求めます。

8 番、星野浄晋君。

8 番(星野浄晋君) 議案第 13 号平成 28 年度西伊豆町一般会計補正予算第 6 号に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第 115 条の 3 及び会議規則第 17 条第 2 項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

修正内容、当局提案の補正予算の歳出 2 款 1 項 11 目情報管理費で計上されている需用費、消耗品費 1 千万円を 100 万円に減額するものである。

修正理由といたしまして、光ボックスの配布事業。正式には、情報配信機器給付事業に関しては、光回線契約の推進や今後導入されるであろうシステム(西伊豆町の情報テロップ、安否確認等)の活用にとって、重要な施策であると感じている。ただ、今現在、そのシステムの詳細も決まらず、そのシステムを組む予算すらこの補正予算には計上されていない。

合わせて、平成 29 年度西伊豆町一般会計予算(案)が後日提案されるが、その予算にも、痕跡が見当たらない。提供されるものが決まってもおらず、また予算措置がされていない中で、光ボックス配布ありきの予算は賛成することができない。しかし、光回線の説明会時に、町当局が光ボックスの無料配布を言っているため、今後その対応も考慮する必要があるため、最低限必要であろう金額まで減額するものです。よって、別紙のとおり修正案を提出します。

議案第 13 号平成 28 年度西伊豆町一般会計補正予算(第 6 号)に対する修正案。

議案第 13 号平成 28 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 6 号の一部を次のように修正します。

第 1 条第 1 項中、2 億 100 万円を 1 億 9,200 万円に。

77 億円を、76 億 9,100 万円に改めるものです。

第 1 表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入です。17 款繰入金 1 項繰入金ともに 2 億 1,622 万 7 千円に。計といたしまして、10 億 1,100、10 億 100、1,868 万 1 千円に。

歳入合計 1 億 9,200 万円。計としまして、76 億 9,100 万円にするものです。

歳出、2 款総務費、補正額、三角の 6,226 万 5 千円、計といたしまして、10 億 8,499 万 9 千円に。1 項総務管理費三角の 5,747 万 7 千円に、9 億 1,303 万 7 千円に。

歳出合計といたしまして、1 億 9,200 万円。計といたしまして、76 億 9,100 万円にするものです。

第 2 表繰越明許費の一部を次のように改める。

2 款総務費 1 項総務管理費、事業名、情報配信機器給付事業、金額 1 千万円を 100 万円に。合計といたしまして 2 億 7,439 万 9 千円にするものです。

議長（堤 和夫君） 以上で、主旨説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

質疑なしと認めます。

これで、6 番。山田厚司君。

6 番（山田厚司君） では、1 つ聞きます。1 千万円を 100 万円にした理由はなんですか。主な理由は。

〔発言する人あり〕

8 番（星野浄晋君） はい。まず 1 千万円というのが、金額、計上されておりますけれども、聞くところによりますと、3 月 25 日に開通する箇所が出てくるということで、光回線の設置工事自体 3 月の下旬からしか、あの始まりません。なお、当局の先ほどらい質問ありますけれども、そのなんていうのですかね、配布というか、申し込みの事業もまだ進んでおりませんので、今年度

中の配布はないだろうと。ただ、先ほども申し上げましたように、説明会時に無料で配布しているということで、4月、5月、6月にかけては、100台程度は出るであろう。ただ、元々1千台ということで1千万ですけども、それ以上購入、又は申し込みがあった場合は補正予算で十分対応できるというように思っております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 別の質問でもよろしいですか。

星野議員が、光ファイバ網というようなことで、これを、整備しろというようなことで、いろいろと今までも一般質問等々で、いろいろやってきたと思います。この修正理由のところにもですね、今後導入されるであろう光システム。西伊豆町の情報テロップ、安否確認等の活用によって、重要な施策であると感じているというように明記されておりますが、その後システムの詳細も決まらずまたシステムを組む予算すらこの補正予算には計上されていない。合わせて平成29年度西伊豆町一般会計予算に、提案されるが、それにも予算の痕跡が見当たらない。この、西伊豆町一般会計予算。これは骨格予算とするというようなことで、説明がありましたけれども、その他のことは、新たに、補正で組むと。私はそれでいきますと、さしさわりの29年度の予算については、骨格で組んでいてその他、いろいろな経費、必要経費が生じたら、その都度、補正で組んでいくというように理解しておりますが、それでは駄目なのですか。

8番（星野浄晋君） ですから先ほども言いましたように、必要であれば私はこれも100万に減額して、900万補正でもいいのではないのでしょうか。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

はい。山田厚司君。

6番（山田厚司君） あの、この光ボックスの定価はいくらだったと承知しています。

8番（星野浄晋君） 1万2千円です。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 私、思ったのはですね、これ1万2千円を、今回1万円で、やってくれるっていうのはですね、これはあの、今回西伊豆町が、あの光ファイバ網をですね、開通させるっていうような、そういった意味合いが強くありまして、しかもですね、台数を、大きく契約してもらえるっていうようなものが、あったからですね、それであの、ましてやそのトップがですね、

いろいろと交渉してくれたおかげでもって、2千円の減額がみられたのではないのかなって言うように思います。これが、時期を逸してですね、その後になってからですね、少しずつ、すこしずつ、少しずつとね、契約したのであれば、そういったあの金額のうえでも、恩恵が得られないと思いますけどその点はどのように考えます。

8番（星野浄晋君） はい。先ほどらい、この議案に対して、皆さんから質問されていますけれども、当局の答弁では、1万円でいけるというように言われているわけですから、それでまづいのですか。

議長（堤 和夫君） はい、山田厚司君。

3回超えていますので、要領よく質問してください。

6番（山田厚司君） ですから、今回契約にあたっているいろいろ説明受けたのを、私も見直してみたらですね、大口の事業所さんの契約者に関しては、いろいろな、便宜を図るって言うようなことで、自治体の契約であるからして、こういったいろいろなですね、広報にしいずであったりそういった諸々の、トップページのイメージ、こういうものももらいましたけども、こういったものある程度作ってもらえるというようなことではないのでしょうか。

8番（星野浄晋君） ですから先ほどらい、皆さんも質問して、答弁を聞いておられると思いますが、1千個というロットで1万円。1千台、ということだと、要は在庫が残った場合、どうするのだという質問もありました。その際に、しっかりと在庫は残らないようにというように当局も答弁しているわけですから、別にこれが500台であっても、1千円で、1千、100台であっても、そのへんは在庫残らないように、順次契約するということですから、それではまづいのでしょうか。なお、今光回線の推進というように言っておりますけれども、今現在インターネット回線をもし使われてないかたが、加入した場合、約月々2千円のNTTにお支払いしている電話料金、これが光回線を契約してプロバイダーを契約することによって5千円近くまで上がります。そうすると、個人負担は3千円の増加になります。この光ボックスを3千円、月々利用者が負担してでも、見合うサービスが提供できるのであれば私はいいと思いますけども、そのサービス内容が決まっていない状態では、まづいんではないのでしょうかという修正動議でございますので、そのへんところのご理解をお願いします。

議長（堤 和夫君） 他に、質疑ありませんか。ありませんか。



〔発言する人なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

8 番星野浄晋君、席にお戻りください。

これより、これより、討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

6 番。山田厚司君。

6 番（山田厚司君） 私はこの、修正案に反対の立場で討論します。この光ボックスが、確かに台数 1 千台というようなことなのですけれども、まずこの、これを入れる財源的なことを見ますと、今回の補正の方の、みましても、この光のほうの事業費。これが結構、意外とかからなかったという面もあります。十分それのものを使って、この台数は、確保できるのではないかっていうようなことがいえます。それが 1 点です。それからですね、これはあの修正の理由の方にもありましたけども、とにかくですね、西伊豆町の広報にしいずから、各課の問い合わせ。特にですね、今まで何度にも、一般質問でありましたけども、防災行政無線、これの難聴地域の解消について、このことについていろいろとありましたけれども、これのものの情報が、これが光ボックスを通じてみる事が出来ると。これが 1 つ大きなことだと思います。それからですね、もう 1 つ挙げていくとなるとですね、これを見ることによってですね、とにかく、光ボックスを見ているというようなことだけで、それを生存確認につなげていけるっていうのは、確かに大きな理由になるのかなというようなこと。それから、いえれば、数多くあるのですけれども、いろいろな、学校行事のものビデオ、ビデオ等々を、この光ボックスを通じて、動画を見れるというようなこと。そういったことを考えると、十分に、価値があるのではないかなと思ひまして、この導入することには賛成します。1 千台の導入に賛成します。

議長（堤 和夫君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

4 番。加藤勇君。

4 番（加藤 勇君） 私は、この修正動議に賛成をいたします。

情報通信を利用したこの事業の推進につきましては、大いに利用価値があり賛成するものではありますが、町がかかわっている広報の内容がまだ確定をしておりませんし、PR 不足が否めません。そこで、1 年、1 箇月後には、新年度が始まりまして、今回は、予算の多くが新年度に繰り越されるということの予算につきましては、新年度 1 箇月後に、補正対応が十分可能であろうと考えます。それで、そういう意味合いも持ちまして、修正動議に賛成するものです。

議長（堤 和夫君） これで討論を終わります。

これより議案第 13 号平成 28 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 6 号）について採決します。

まず、本案に対する 8 番。星野浄晋君から提出された修正案を採決します。

この修正案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手、挙手、同数です。したがって、挙手同数です。したがって地方自治法第 116 号第 1 項の規定により議長が修正案について採決します。修正案を否決します。

次に、原案について採決します。

原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔発言する人なし〕

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手をお願いします。

{ 発言する人あり }

議長（堤 和夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 2 7 分

再開 午後 1 時 2 9 分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手をお願いします。

[ 賛成者挙手 ]

挙手全員です。

よって、議案第 13 号は、原案の通り可決されました。

---

議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 10、議案第 14 号 平成 28 年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正  
予算第 3 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第 14 号平成 28 年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）  
平成 28 年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる（歳  
入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,350 万円を減額し、歳入歳出予算の総  
額を、それぞれ 16 億 1,700 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予  
算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 28 日提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） それでは、議案第 14 号について、ご説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、歳出は、被保険者数減等に伴う保険給付費の減額。後  
期高齢者支援金、介護納付金の 1 人当り単価確定による減額。共同事業拠出金については、県内  
の医療費見込みにより、高額医療費については増額、保険財政安定化事業については減額するも  
ののです。また、基金積立金として、1 億円を保険給付費と支払準備基金に積み立てるものです。

歳入につきましては、国民健康保険税は、収納率の実績により増額し、保険給付費の減額に伴い、国庫支出金、療養給付費等交付金、共同事業交付金を減額し、繰入金として、一般会計から、基金積立分として1億円を繰り入れ、当初見込んでいた基金からの国保会計の繰入金を取りやめ、前年度繰越金を全額投入したいものです。なお、今回の補正は、被保険者数の減少に伴うものが大きな要因となっております。ちなみに、被保険者数の状況ですが、28年度4月1日現在で、一般被保険者が2,837人。退職被保険者153人。29年の2月1日現在で、一般被保険者2,753人。退職被保険者93人となり、一般被保険者で84人の減。退職被保険者で60人の減となっております。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出、予算補正歳入です。款、項、補正額、計の順で説明させていただきます。

1款国民健康保険税1項国民健康保険税ともに670万円、2億2,689万2千円。

3款使用料及び手数料1項手数料ともに3万円、8万円。

4款国庫支出金6,617万7千円の減、2億1,388万4千円。1項国庫負担金5,656万7千円の減、1億6,340万1千円。2項国庫補助金961万円の減、5,048万3千円。

5款療養給付費等交付金1項療養給付費等交付金、ともに2,423万円の減、3,466万1千円。

6款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金ともに828万円、4億7,604万9千円。

7款県支出金965万3千円、7,680万6千円、1項県負担金39万3千円、1,025万3千円。2項県補助金926万円、6,835万3千円。

8款共同事業交付金1項共同事業交付金ともに6,850万円の減、2億8,155万6千円。

10款繰入金1,620万1千円、2億380万1千円。1項他会計繰入金9,875万8千円、2億330万1千円。2項基金繰入金8,255万7千円の減、50万円。

11款繰越金1項繰越金ともに、9,064万3千円。9,646万7千円。

12款諸収入390万円、472万円。1項延滞金、加算金及び過料390万円、421万3千円。

歳入合計から2,350万円を減額し16億1,700万円としたいものです。

3ページをお願いします。歳出です。

1款総務費33万6千円の減、2,649万3千円。1項総務管理費33万6千円の減。2,226万1千円。2項町税0円、372万4千円。3項運営協議会費0円、27万4千円。4項趣旨普及費0円、

23万4千円。

2 款保険給付費 9,730 万円の減、8 億 8,662 万 2 千円。1 項療養諸費 8,350 万円の減、7 億 8,068 万円。2 項高額療養費 1380 万円の減、1 億 70 万円。3 項移送費 0 円、30 万円。

3 款後期高齢者支援金等 1 項後期高齢者支援金等とともに、950 万円の減、1 億 6,160 万 5 千円。

4 款前期高齢者納付金等 1 項前期高齢者納付金等とともに、8 万 2 千円の減、11 万 8 千円。

6 款介護納付金 1 項介護納付金とともに、960 万円の減、6,704 万円。

7 款共同事業拠出金 1 項共同事業拠出金とともに 2,027 万円の減、3 億 2,978 万 9 千円。

8 款保険事業費 160 万円の減、1,889 万 2 千円。1 項特定健康診査等事業費 160 万円の減、995 万 3 千円。

9 款基金積立金 1 項基金積立金とともに 1 億円、1 億 78 万 1 千円。

11 款諸支出金 1,518 万 8 千円。2,320 万 1 千円。1 項償還金及び還付加算金 1,518 万 8 千円、2,270 万 1 千円。

歳出合計から 2,350 万円を減額し 16 億 1,700 万円としたいものです。

4 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括歳入です。2 ページの第 1 表と同様ですので、省略させていただきます。

次に歳出です。これにつきましても、3 ページの第 1 表と同様です。補正額の財源内訳は、記載のとおりでございます。

5 ページをお願いします。歳入です。主なもののみ説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 1,340 万円につきましては、収納率の実績見込み等によるものです。2 目の退職被保険者等国民健康保険税 670 万円の減額につきましては、平成 27 年度より、新規の退職被保険者制度はなくなったため、被保険者数の減少によるものです。

4 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 5,696 万円の減額。

6 ページをお願いします。

4 款 2 項 1 目財政調整交付金 926 万円の減額。いずれも保険給付費の減額に伴うものです。

5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金 2,423 万円の減額。退職被保険者の減少に伴うものです。

6 款 1 項 1 目前期高齢者交付金 828 万円。交付額確定による増額です。

7 ページをお願いします。

7 款 2 項 1 目財政調整交付金 926 万円。内訳として、普通調整交付金は、保険給付費の減額に伴い 2,587 万円の減額。特別調整交付金は保険給付費の減額に伴い、保険財政共同事業交付金が、減少したことによる補填、補填分としての 3,513 万円の増額です。

8 款 1 項 2 目保険財政共同安定化事業交付金 5,860 万円の減額。保険給付費の減額に伴うものです。

10 款 1 項 1 目一般会計繰入金 9,875 万 8 千円、2 節事務費等繰入金 401 万 4 千円は事務費の繰入対象拡大による増額、5 節その他繰入金 1 億円は基金積立のための一般会計からの繰入金です。

8 ページをお願いします。

10 款 2 項 1 目保険給付等支払準備基金 8,255 万 7 千円の減額。当初予算時は、基金からの取り崩しを見込んでいましたが、不用となったため減額をするものです。

11 款 1 項 2 目その他繰越金 9,064 万 3 千円。前年度からの繰越金を投入します。

9 ページをお願いします。歳出です。主なもののみ説明いたします。

1 款 2 項 1 目賦課徴収費、1 款 3 項 1 目運営協議会費、1 款 4 項 1 目趣旨普及費の財源構成につきましても、歳入で説明しました事務費の一般会計からの、繰入対象の拡大によるものでございます。

2 項 1 項、あ、2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費から、10 ページの 2 款 2 項 2 目退職被保険者等高額療養費までは、軒並み減額となっていますが、被保険者数の減少に伴う療養給付費等の減額によるものです。

11 ページをお願いします。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金 950 万円の減額。12 ページをお願いします。

6 款 1 項 1 目介護納付金 960 万円の減額につきましては、いずれも 1 人あたりの負担額が確定したことによるものです。

7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金 225 万円。これは、県全体の 80 万円を超える高額医療費が、高額薬剤の影響により増額したことによるものです。2 目保険財政共同安定化事業拠出金 2,252 万円の減額、これは県全体の 80 万円以下の医療費が減額となったことによるものです。

9 款 1 項 1 目基金積立金 1 億円。一般会計から繰入したものを、保険給付等支払準備基金に積み立てるものです。

13 ページをお願いします。

11 款 1 項 3 目償還金 1,518 万 8 千円。前年度の療養給付費等負担金が確定したことにより、超過交付分を返還するものでございます。以上で説明を終わります。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたりページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

ありませんか。

4 番、加藤勇君。

4 番（加藤 勇君） 12 ページの基金積立金についてお聞きいたします。1 億円の積立金、一般会計からの繰入金を、基金に積み立てるわけですが、これによっていわゆる国保財政が今後どういう見通しになるのかをお聞きします。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 現在の税率等でいきますと、変更しないでいきますと、平成 35 年度までは、今の基金を取り崩しながら、運営出来るような見込みをたてています。36 年以降が厳しくなってきますので、今回 1 億円を一般会計から入れてもらいまして、介護等の保険料等を見ながら、考えていくような格好で計画をしております。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 今の見通しは、今の現在の、国保事業ですか、これが、そのままということ前提で今課長は説明しましたけれども、30 年度に県下統一になります。その時にどういう動きになるかまだ、はっきりわかりませんもので、はっきり言えないのですけれども、今言ったのは、現状の保険会計が、そのまま行くという前提ですから、そのへんところをご理解願いたいと思います。

議長（堤 和夫君） いいですか、他にございませんか。

2 番、芹澤 孝君。

2 番（芹澤 孝君） 6 ページの前期高齢者交付金ですけど、この 828 万円。増えた理由は、为什么呢。それと、8 ページの、11 の繰越金ですか。これが、前年度からの繰越金というけ

れど、その前の見たら、ほとんどこう金額っていうのは出てないのだけれど、どういうことで、前年、今回、この金額が出てきたのか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 6ページの前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者というのは、65歳から74歳までの人を言います。この人数のあの多い少ないとかいろいろな要因によって、2年前の医療費を基準にしまして、この金額が決まってきます。これにつきましては、国保連のほうが試算して数字を出してきますもので、差額によって今回は増額となっております。繰越金の関係でございますが、今までは入れてなかったのですけれども、最後の補正ということで、今までは、繰越金を入れておりませんでしたけれども、最後の補正ですので、前年度の繰越金を全部入れ込むような格好で行いました。

議長（堤 和夫君） 芹澤 孝君。

2番（芹澤 孝君） では、前期高齢者交付金の件では、では対象人数が増えたということではないんですかね。大体。それとこっこの、繰越金の方は、最後の補正だからということではなくて、前の26年度なんか見ると、0にな、1とかっていう数字になってたと思うのですけれど。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 当初予算を作る時に、歳出と歳入のバランスを見ながら、繰越金を入れなくても、予算が組めるときは、1千円とかという格好で、予算を組みまして、年度末に、前年度の繰越金を全部入れ込むような格好の予算を作っているような格好になっております。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。 もう1つ質問。後期高齢者の。

健康増進課長（白石洋巳君） 前期高齢者につきましては、その対象人数が増えたということもありますし、2年前の前期高齢者に対する医療費がかかっていたっていう事も勘案しまして、お金が増えてきているような格好になっております。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。はい。他にございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。



先に原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」という人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 14 号 平成 28 年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

{賛成者挙手}

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 5 1 分

再開 午後 1 時 5 8 分

---

議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

日程第 11、議案第 15 号 平成 28 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 藤井武彦君登壇]

町長（藤井武彦君） 議案第 15 号 平成 28 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる（歳入歳出予算の補正）

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ780万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,560万円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算、予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月28日 提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細は担当課長が説明いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） それでは議案第15号についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、歳出は広域連合納付金として、前年度繰越金及び滞納繰越分保険料を増額。27年度事業の確定を受けて、広域連合への超過納付分の返還金を一般会計へと繰出すものです。

歳入につきましては、保険料及び前年度繰越金を増額。27年度事業の確定を受けて広域連合からの超過納付分の返還金を計上したいものです。2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正歳入です。

款、項、補正額、計の順で説明させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料ともに45万6千円、1億698万円。

5 款繰越金 1 項繰越金ともに62万4千円、62万5千円。

6 款諸収入 672万円、705万9千円、4項雑入 672万円、672万2千円。

歳入合計に780万円を追加し2億9,560万円としたいものです。

歳出です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金ともに108万円、2億8,614万1千円。

3 款諸支出金 672万円、705万1千円。2項繰出金 672万円、672万1千円。

歳出合計に780万円を追加し2億9,560万円としたいものです。

3ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括、歳入です。2 ページの第 1 表と同様ですので、省略させていただきます。

次に歳出です。これにつきましても、2 ページの第 1 表と同様です。補正額の財源内訳は、記載のとおりでございます。

4 ページをお願いします。歳入です。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 45 万 6 千円、実績による増額分です。

5 款 1 項 1 目繰越金 62 万 4 千円、前年度からの繰越金を投入します。

6 款 4 項 2 目雑入 672 万円。前年度事業の確定を受けて、後期広域連合からの超過納付分の返還金を計上するものです。

5 ページをお願いします。歳出です。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 108 万円。歳入科目で増額した後期高齢者医療保険料と繰越金を納付金として納めます。

3 款 2 項 1 目一般会計繰出金 672 万円。広域連合からの返還金を一般会計へと返還するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は全般にわたり、ページをさして質疑してください。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

よろしいですか。

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 15 号 平成 28 年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手、全員です。

よって議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

---

議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 12、議案第 16 号 平成 28 年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第 16 号 平成 28 年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）平成 28 年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 192 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 14 億 2,300 万円とする。2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 28 日提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長(白石洋巳君) それでは議案第16号についてご説明いたします。今回の主な補正内容は、歳出につきましては保険給付費を今年度の決算見込みの中で、各サービスの見直しを行い、地域密着型サービス、高額医療合算介護サービス等の伸びにより増額するものです。

歳入につきましては、保険料は本算定による所得段階別人数の変更及び徴収率の向上による増額、給付費増に伴い国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金を増額し介護給付費準備基金からの繰入金を減額したいものです。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款項補正額計の順で説明させていただきます。

1款保険料1項介護保険料ともに255万円、2億7,261万7千円。

3款使用料及び手数料1項手数料ともに2万円、3万円。

4款国庫支出金58万5千円、3億3,802万円。1項国庫負担金58万5千円、2億4,029万2千円。

5款支払基金交付金1項支払基金交付金、ともに53万9千円、3億7,454万円。

6款県支出金4万円、1億9,751万1千円。1項県負担金4万円、1億9,286万3千円。

7款繰入金201万7千円の減、2億3,265万9千円。1項一般会計繰入金24万1千円、2億655万7千円。2項基金繰入金225万8千円の減、2,610万2千円。

9款諸収入21万円、35万円。1項延滞金加算金及び過料21万円、24万2千円。

歳入合計に192万7千円を追加し14億2,300万円としたいものです。

歳出です。

2款保険給付費192万7千円、13億3,279万円。1項介護サービス等諸費182万円の減。12億1,802万1千円。2項介護予防サービス等諸費0円、3,576万6千円。3項その他諸費5万円、95万円。4項高額介護サービス等費157万7千円、2,608万7千円。5項高額医療合算介護サービス等費212万円、541万4千円。

歳出合計に192万7千円を追加し14億2,300万円としたいものです。

3ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1総括、歳入です。2ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。

次に歳出です。これにつきましても、2ページの第1表と同様です。

補正額の財源内訳は、記載のとおりでございます。

4ページをお願いします。歳入です。主なもののみ説明いたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料255万円。本算定において所得段階別人数の変更及び徴収率の向上によるものです。

4款1項1目介護給付費国庫負担金から7款1項1目介護給付費一般会計繰入金までの増額につきましても、歳出の保険給付費192万7千円の増額に伴い、定率負担による各負担金等の増額によるものでございます。

5ページをお願いします。7款2項1目基金繰入金225万8千円の減額は、決算見込みにより、介護給付費準備基金からの繰入が、第2号補正時よりも減額になったことによるものでございます。

6ページをお願いします。歳出です。

保険給付費につきましては、決算見込みにより各サービスの増減を行っております。傾向としますと、介護認定者は、前年同時期よりも減少していますが、介護度の高い認定者が増えているため、1人あたりのサービス単価が高くなっている傾向が見られます。

2款1項3目地域密着型介護サービス給付費218万円。今年度から細分化された地域密着型通所介護の利用件数の増加及び1件あたりの単価の約1,600円程度の増額によるものでございます。

5目施設介護サービス給付費400万円の減額。特養は、前年同時期と比較し10名程度増加していますが、老健施設が前年同時期と比較し10名程度減少していることによるものでございます。

7ページをお願いします。2款4項1目高額介護サービス費157万7千円、2款5項1目高額医療合算介護サービス費212万円。いずれも件数の増加、単価の増額によるもので高齢化に伴い、介護サービス等の利用件数の増加により、利用者負担が一定の上限額を超え、超えた分について戻入を受ける利用者が増えたことによるためです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 16 号 平成 28 年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

原案のとおり決定することに賛成の諸君は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 散会宣告

議長（堤 和夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 2 時 1 4 分